

岩手県教育委員会教育長告示第2号

岩手県教育委員会が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 公益財団法人岩手育英奨学会、<u>公益財団法人岩手県文化振興事業団及び公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 公益財団法人岩手育英奨学会をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	